

労働かながわ

2026 3・4・5月号
No.748

神奈川県政労使会議を開催しました ～県内政労使のトップが出席～

県内の経済の好循環による中小企業・小規模事業者の賃金上げに向けた環境整備などをテーマに、国、県、労働団体、事業主団体の代表者が出席し、神奈川県政労使会議を開催しました。

- 日 時：令和8年2月2日(月) 13時～13時30分
- 内 容：企業の持続的成長を支える賃上げについて
～賃上げに向けた環境整備への取り組み～



出席者(敬称略)

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 神奈川県 | 知事 黒岩 祐治 |
| 厚生労働省 神奈川労働局 | 局長 児屋野 文男 |
| 経済産業省 関東経済産業局 | 局長 佐合 達矢(代理出席: 産業部長 小澤 元樹) |
| 日本労働組合総連合会神奈川県連合会 | 会長 林 克己 |
| 一般社団法人神奈川県経営者協会 | 会長 野並 直文(代理出席: 専務理事 川越 美行) |
| 神奈川県中小企業団体中央会 | 会長 森 洋 |
| 一般社団法人神奈川県商工会議所連合会 | 会頭 上野 孝 |
| 神奈川県商工会連合会 | 会長 関戸 昌邦 |
| 一般社団法人神奈川経済同友会 | 代表幹事 滝澤 秀之(代理出席: 専務幹事 伊藤 智則) |
| | 代表幹事 片岡 達也 |

主な内容

- 神奈川県政労使会議を開催しました P. 1
- 県公式LINE「かながわ障がい者就労サポート」～障がい者雇用に役立つ情報を配信しています!～ P. 2
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 P. 2
- 副業人材活用スタートセミナー アーカイブ動画公開中! P. 2
- かながわ労働プラザは、県条例の改正により会議室等の利用料金を改正いたします P. 3
- 2月 3月は、解雇・雇止め等相談強化期間です P. 3
- 【企業向け】障がい者の職場定着に関する相談窓口のご案内! P. 3
- かながわサポートケア企業を募集しています! P. 4
- 令和8年度 前期技能検定のご案内 P. 4
- 「令和8年経済センサス-活動調査」への協力をお願いします P. 5

県公式LINE「かながわ障がい者就労サポート」

～障がい者雇用に役立つ情報を配信しています！～

LINEで企業が障がい者を雇う時に役立つ情報や、障がい者が働く前に必要な情報を発信しています。

ご登録いただくと、

- ・補助金や他企業の好事例などの情報が届く
- ・セミナーなどのイベント情報が届く
- ・位置情報から就労支援機関を検索できる

ぜひ、二次元コードから友だち登録をお願いします。



■問合せ先 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課
障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871



スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内



技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！

県立産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野の講座を開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、ぜひご活用ください。あらかじめ設定された講座から選択して受講できる「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じた内容で受講できる「オーダー型」の2種類のスキルアップセミナーを実施しています。



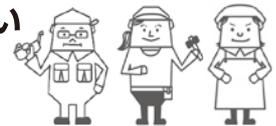
今の仕事のスキルを高めたい



社員のスキルアップをはかりたい



新たな技術を身につけたい



講座の申込み先や内容に関するお問合せは、各実施校へ。

産業技術短期大学校 …… ☎045-363-1234
東部総合職業技術校 …… ☎045-504-3101
西部総合職業技術校 …… ☎0463-80-3004
神奈川障害者職業能力開発校 …… ☎042-744-1243



◀スキルアップセミナーホームページ

スキルアップ 神奈川

神奈川県産業労働局労働部
産業人材課職業能力開発グループ
☎045-210-5715

副業人材活用スタートセミナーアーカイブ動画公開中!

令和7年7月24日(木)に【副業・兼業時代の人材マネジメント】というテーマで実施した、企業向けの副業人材活用スタートセミナーのアーカイブ動画を公開していますので、お申し込みの上、是非ご視聴ください！

< 内容 > 他社事例を通じて副業・兼業人材の活用イメージを掴みながら、採用難時代の人材確保を支える新たな人材マネジメント手法について学ぶため、副業・兼業人材の採用手法、業務の切り出し方、コミュニケーション、労働時間・社会保険などのリスク対応までを体系的に解説しています。

< 申込み > こちらの二次元コードからお申し込みください。▶▶▶▶▶▶▶▶
※お申し込みは、令和8年3月30日(月)15時までです。

< 視聴方法 > Zoom限定公開
※お申し込み後、視聴用URLをメールにてお送りします。
令和8年3月30日(月)18時までにご視聴ください。
※視聴後、アンケートのご協力をお願いいたします。

< 問合せ先 > かながわjob イベント事務局 ☎0120-703-785 (平日 9:30~18:00)



申込フォーム



HPはこちら

お知らせ

神奈川県立かながわ労働プラザは、県条例の改正により 会議室等の利用料金を改定いたします。

令和8年4月1日以降のホール、会議室、トレーニングルーム等のご利用分につきましては、新料金が適用されます。何卒ご理解の上、引き続き、かながわ労働プラザのご利用をお願い申し上げます。

神奈川県立かながわ労働プラザ

〒231-0026 横浜市中区寿町1-4

☎ 045-633-5413 開館時間 9:00 ~ 22:00



料金改定について



HPはこちら

2月 3月は、**解雇・雇止め**等相談強化期間です

県では、2月・3月を「解雇・雇止め等相談強化期間」とし、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談などを実施します。相談は全て無料、秘密は厳守します。また、無料のセミナーも開催します。ぜひご参加ください。

■ 弁護士による特別労働相談会を実施します

期間中に計4日、弁護士による特別労働相談会を実施します。通常のものに加えて、火曜日夜間と日曜日に行います。(要予約)

日程		相談時間	会場 / 予約・問合せ
3月	8日(日)	13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター本所 ☎ 045-633-6110 <small>詳細はこちらから▶</small>
	22日(日)	13:30 ~ 16:30	

かながわ労働センターの
街頭労働相談(予約不要)



かながわ労働センターの
労働講座(受講料無料・要申込)



労働相談・問合せは、かながわ労働センター

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市中里50-1 県平塚合同庁舎仮庁舎	☎ 0463-45-3150(代)



▲ かながわ労働センターの
労働相談

企業向け 障がい者の職場定着に関する相談窓口のご案内!

県では、障がい者の職場定着を促進させるため、県内企業を対象として、相談窓口を開設しています。

電話又は問合せフォーム(電子申請)で、お悩みを相談してみませんか。

支援員が、障がい者の職場定着に向けて、支援します。

また、必要に応じて、支援員によるアドバイザー派遣等も行います!

※アドバイザーを派遣するほか、相談窓口内の相談ブースや、オンラインでの面談も可能です。

■ 開所時間: 10時から17時まで(祝日・休日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで)

■ 電話番号: 044-201-8733

■ 問合せフォーム: (電子申請)による相談はこちらから!(24時間受け付けています)

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=104705&accessFrom=

■ 問合せ先: 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループ

☎ 045-210-5871



かながわサポートケア企業を募集しています！

今後の一層の高齢化や介護を必要とする人の増加など、従業員の仕事と介護の両立に向けた取組は企業等にとって重要な課題です。

県では、県内企業等における仕事と介護の両立に関する取組を後押しするため、従業員の仕事と介護の両立支援を積極的に行っている優良企業等を「かながわサポートケア企業」として認証する取組を行っています。

< 認証を受けるメリット >

- ・県が認証企業をPR
- ・自社の広報などに認証マークを利用可能
- ・入札参加資格における優遇措置

仕事と介護の両立に取り組んでいる企業等を随時募集しております。
また、応募書類等はホームページからダウンロードできますので、ぜひご覧ください。



かながわサポートケア企業

詳細：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/kaigo/ninsyou.html>

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労働福祉グループ

☎ 045-210-5735



～令和8年度 前期技能検定のご案内～

技能検定とは、働く人々の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを公に証明する職業能力開発促進法に基づく検定制度です。

合格した方には、厚生労働大臣(特級、1級及び単一等級)又は、県知事(2級及び3級)から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

1 申請受付

4月6日(月)から4月17日(金)必着

神奈川県職業能力開発協会(〒231-0026 横浜市中区寿町1-4

かながわ労働プラザ6階)

2 受検申請書用紙配布場所

神奈川県職業能力開発協会、県立産業技術短期大学校、県立東部・西部総合職業技術校、神奈川障害者職業能力開発校、各地域県政情報コーナーなどで、3月上旬から配布

3 問合せ先

神奈川県職業能力開発協会：☎ 045-319-4586

神奈川県産業労働局労働部産業人材課：☎ 045-210-5720

「令和8年経済センサス-活動調査」へのご協力をお願いします

総務省と経済産業省は、令和8年6月1日現在で「令和8年経済センサス-活動調査」を実施します。この調査は、**全国すべての事業所及び企業が対象**となります。

従業者数、事業の内容、売上金額、費用項目、事業別売上金額、本所・支所の別などを調査し、調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

支所を有しない比較的小規模な事業所や個人経営の事業所へは、4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、ぜひインターネットでご回答をお願いします。インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月に県が任命する調査員がお伺いして紙の調査票を配布しますのでご回答をお願いします。

支所を有する企業等へは、5月頃に本社宛てにインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、支所の分も含めてご回答をお願いします。

なお、訪問する調査員は必ず「調査員証」を身に着けているほか、調査専用の「下敷き」及び「手提げ袋」を携帯しておりますのでご確認ください。

経済センサス 活動調査

問合せ先：神奈川県統計センター ☎045-313-7219

● ● ● ● ● **かながわ** 労働情勢 **10 11 12** 月 ● ● ● ● ●

■ 連合神奈川

第441回 五役会、第414回 執行委員会

2025年10月28日(火) 役員推薦委員会
13:00～ 連合神奈川会議室、五役会13:10～ 連合神奈川会議室、政治センター幹事会
14:00～ 連合神奈川会議室、執行委員会
15:00～ ワークピア横浜

協議事項

- 1 役員の変更
- 2 職員の採用について
- 3 第37回 定期大会の議案等について
- (1) 第1号議案「運動方針(案)」
- (2) 2025年度「会計決算報告」「会計決算監査報告」、第2号議案「2026年度予算(案)」
- (3) 第3号議案「連合中央会費制度移行に伴う役員定数の変更等について(案)」
- (4) 第4号議案「特別会計の新設(案)」
- (5) 第5号議案「大会スローガン(案)」、第6号議案「大会宣言(案)」
- 4 政治活動の取り組みについて
- 5 連合神奈川災害対応指針の改訂について
- 6 組織拡大実績と組織表彰について
- 7 青年委員会総会の開催について
- 8 女性委員会総会の開催について

第442回 五役会、第415回 執行委員会

2025年11月25日(火) 五役会13:00～ワークピア横浜、政治センター幹事会 13:45～ワークピア横浜、執行委員会 14:30～ワークピア横浜

協議事項

- 1 役員の変更・委員の推薦について
- 2 職員の採用について
- 3 政治活動の取り組みについて
- 4 2026年度の政策活動について
- 5 2026年春季生活闘争総決起集会の開催について
- 6 2026年春季生活闘争における中小組織の要求・妥結の情報提供について
- 7 青年委員会運営規定等の改廃について
- 8 女性委員会運営規定の改定について

第443回 五役会、第416回 執行委員会

2025年12月16日(火) 五役会14:00～連合神奈川会議室、政治センター幹事会14:45～連合神奈川会議室、執行委員会15:30～ワークピア横浜、※事業懇談会 17:00～ワークピア横浜

協議事項

- 1 役員の変更・委員の推薦について
- 2 委員会等の構成・委員・担当について
- 3 政治活動の取り組みについて

4 連合神奈川2026春季生活闘争方針(その1)について

5 第97回かながわ中央メーデーについて

■ 神奈川労連

【第1回 幹事会】

10月4日、第1回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 第41回 定期大会の振り返り、総括
- 2 今後の最低賃金のとりくみについて
- 3 秋の拡大月間のとりくみと成果・特徴
- 4 県内全自治体との懇談・要請行動

【第2回 幹事会】

11月1日、第2回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 全労連と神奈川労連の26国民春闘方針案
- 2 日産の経営再建計画にかかわるとりくみ
- 3 横須賀米兵交通事故の民事裁判支援について
- 4 労働安全衛生学校のとりくみ

【第3回 定期大会】

12月6日、第3回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 神奈川労連26国民春闘方針案の分散討議
- 2 年末一時金闘争、公務員賃金闘争
- 3 労働委員会・裁判のとりくみ支援
- 4 第1回評議委員会と赤旗開きについて

図書紹介



実務逐条解説フリーランス・事業者間取引適正化等法

那須 勇太 益原 大亮 [ほか]

中央経済社

業者間取引において弱い立場に立たされやすい個人事業主やフリーランスを保護すべく、令和6年11月に施行された、正式名称「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」について、立法経緯や他法との関係性、各条文の内容と実務等を、通達以外にも審議中の国会答弁を含めて、網羅的に解説します。委託業者に対して、取引の適正化や、就業環境の整備、労基法上の解雇予告に就いた規制も盛り込まれています。



図解でわかる人事・労務の基礎知識【第6版】

中田 孝成 監修

総合法令出版

人事・労務実務の入門書として広く利用されてきたロングセラーの、2025年法改正に対応した最新版。本書の最大の特徴は「テーマを「概要解説のページ+直感的に理解しやすい図解のページ」の見開き2ページでまとめ、実務で直面する一連の流れを網羅していること。専門用語も平易に説明されており、新任担当者や経営者・管理職だけでなく、組織で働くすべてのビジネスパーソンも参考書として手元に置いておきたい一冊。

シリーズ **実務に役立つ労働判例**

中途採用者の経歴詐称と内定取消 アクセンチュア事件

東京高裁令和6年12月17日判決(労働判例1333号58頁)

事案の概要

Xは、令和4年3月、登録していた転職エージェントのスカウトメールをきっかけに、Y社(アクセンチュア株式会社。一審被告、被控訴人)の中途採用に応募し、履歴書、職務経歴書を提出しました。Y社は、ウェブでの二度の面接を経て、令和4年5月30日、Xに雇用条件等を記載したオファーレターと雇用契約書を送付し、Xは承諾しました。

オファーレター・雇用契約書にはY社による標準的な経歴調査(バックグラウンドチェック)に協力を求める旨の記載がありました。

Y社にバックグラウンドチェックを依頼された調査会社のオンラインフォームにXが入力した職歴が応募時の提出書類と異なっていたため、Y社は、経歴に虚偽があったとして、Xに8月30日にオファー撤回通知書を送付しました。本件は、Xが、Y社による内定取消しが無効であると主張して、Y社に対し、雇用契約上の地位確認、未払賃金、損害賠償等を請求した事案です。

1審判決(東京地判令6.7.18労働判例1333号63頁)は、Y社とXの間では、採用内定の一態様として、契約の効力発生始期を令和4年9月1日とする解約権留保付き雇用契約が成立したものと解されるとした上で、Xが履歴書及び職務経歴書に真実と異なる記載をしたことは、Y社において本件採用内定当時は知ることができなかった事実であって、Xが虚偽の申告を行った動機や秘匿した事項、秘匿の方法や態様などを考慮すれば、XがY社の運営に当たり円滑な相互信頼関係を維持できる性格を欠き、企業内にとどめおくことができないとして、留保解約権の行使である内定取消しは、客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるとして、Xが控訴しました。

判決の要旨(控訴棄却)

Y社はいわゆる中途採用として求人を行っており、Xの年齢(内定時35歳)及び応募要件の内容に照らせば、Y社が、Xの採用の有無を判断するにあたっては、Xの有する技術のみならず、過去の経歴、実績のほか、「物事を客観的にとらえて、論理的に考えをまとめ、相手に応じた最適なコミュニケーションで仕事をこなせること」をも重視していたことが認められ、その中にはXの過去の雇用・勤務形態、経歴の空白期間の有無及びその理由といった事情も重要な考慮要素になるものと認められる。

そして、Y社がXを雇用するに当たり、Xから職歴を申告させる理由は、その申告された職歴に基づいて、Xの職務能力、従業員としての適格性の有無さらには採用後の待遇及び職務の内容等を判断するためであるが、使用者であるY社としては、当該申告内容の真否を短期間に逐一審査することは基本的に困難であることからすれば、第一次的には、当該申告内容が真実であることを前提にして、Xの採用の有無を判断することは当然というべきである。

Xの提出した履歴書は令和3年12月27日現在とされているにもかかわらず、令和3年6月以降のF社、G社及び空白期間について触れていないのは極めて不自然である。

結局のところ、短期で打ち切られたF社との契約の事実を秘する目的であえて記載を追加しなかったと解さざるを得ない。

Xは、本件内定前、一次面接終了後の令和4年4月21日にY社担当者から職歴に1か月以上の空白期間がある場合にはその理由を説明するよう求められたにもかかわらず、空白期間がある旨もその理由も申告しなかったのであるから、Y社が本件採用内定前に事実調査や確認をしなかったとはいえない。また、Xが自ら虚偽の経歴を申告することによって得た内定の利益を重視することは相当ではなく、本件内定取消はやむを得ないというべきである。

解説

中途採用に際し採用内定後に、Y社がXのバックグラウンドチェックを行ったところ、職歴、在籍期間、個人事業主とされた期間が雇用であったこと、Xによる源泉徴収票の偽造などが見付き、Xが、内定を取り消された事案です。採用内定取消についてのリーディングケースである大日本印刷事件(最2小判昭54.7.20労働判例323号19頁)では、解約権の留保は、新卒採用にあたり、採否決定の当初においては、その者の資質、性格、能力その他いわゆる管理職要員としての適格性の有無に関連する事項について必要な調査を行い、適切な判定資料を十分に蒐集することができないため、後日における調査や観察に基づく最終的決定を留保する趣旨でされるものと解され、留保解約権の行使は解約権留保の趣旨、目的に照らして、客観的に合理的な理由が存在し社会通念上相当として是認することができる場合に許されるとされています。この判示は中途採用の場合でも参照されることが多いです。

本件の1審判決も、大日本印刷事件と電々公社近畿電気通信局事件(最2小判昭55.5.30労働判例323号16頁)とを引用し、バックグラウンドチェックを含む経歴調査により発覚した履歴書等の虚偽記載や真実を秘匿したことは、Xがかつての契約先との間の紛争が自己の採用に不利益に働く等と考えて、真実を申告しなかったものと推認され、その背信性は高いと判断し、これを控訴審判決でも維持しました。

採用時のバックグラウンドチェックについては、国籍、信条、社会的身分、組合活動歴といった差別に繋がるセンシティブ情報の収集は適切ではありません。本件では、職歴に係るバックグラウンドチェックへの協力を内定者に求め、Xはこれに応じてフォーム入力をしているので、本人の同意の下に行っていたといえる事案といえるでしょう。

法政大学法学部 講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

センターに寄せられた労働相談事例

Q 私は電子部品を製造する中小企業の社長で、当社は就業規則の規定で、退職の申し出は退職日の30日前と規定しています。

このたび、あるベテラン職員から3月中旬に4月30日付けでの退職の申し出があり、併せて未消化の年次有給休暇30日をまとめて取得するので、3月下旬以降は出社しないとの申し出もありました。

退職はもちろん認めるつもりですが、当社は、年度末が忙しく、この時期にまとめて年次有給休暇を取得されてしまうと困りますし、業務の引継ぎをしてもらう必要もあります。

使用者の権利として、忙しい時期での年次有給休暇取得については、時期を変更できると聞いたことがありますが、この権利を使うことはできますか。



A 年次有給休暇(以下「年休」という。)は、所定労働日において、労働者が自分の休みたいときに有給で休める制度で、労働基準法(以下「労基法」という。)では、一定の要件を満たす労働者に対して与えなければならないと定めています。

労働者が年休を取得するには事前に取得する時季を指定して使用者に申し出る必要がありますが、使用者は、労働者の休む理由にかかわらず、原則として労働者の請求する時季に年休を与えなければなりません。

ただし、労基法第39条5項但書で、請求された時季に年休を与えることが「事業の正常な運営を妨げる場合」に、使用者は労働者が請求する時季ではなく他の時季に変更することができるとされています(時季変更権)。

「事業の正常な運営を妨げる場合」とは、その労働者の所属する事業場を基準として、事業の規模・内容・その労働者の担当する作業の内容・性質・作業の繁閑・代行者の配置の難易・労働慣行等諸般の事情を考慮して客観的に判断すべきとされており、単に「業務多忙だから」という理由で時季変更権が認められるわけではありません。さらに、時季変更権の行使は「他の時季に年休を取得させる」ことが前提となり、退職を控えた労働者が、退職日までのすべての労働日について、未消化の年休を時季指定する場合、退職後に年休を取得することができないため、時季変更権は行使することができないと解されており、今回のケースはこれに当たりますので、労働者の申し出どおりに年休を付与しなければなりません。

業務の引継ぎを行ってもらう必要がある場合は、その労働者との合意が前提になりますが、その労働者に退職日を先に延ばしてもらうなどの相談をされてはいかがでしょうか。

なお、今後はこのようなことを防ぐために、次のホームページを参考に、労働者の計画的な年休の取得に向けた取組みを進められてはいかがでしょうか。

○厚生労働省「年次有給休暇取得促進特設サイト」

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

*労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ 2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口 1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館 2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市中里 50-1 県平塚合同庁舎仮庁舎	☎ 0463-45-3150(代)

*オンライン労働相談も実施しています(本所)。

かながわ オンライン労働相談 [検索](#)



SNS公式アカウントのご案内



LINE

お金に関するお役立ち情報や、キャンペーン情報などを配信しています。



Instagram

幅広いお役立ち情報や、当金庫の活動、各種お知らせなどを投稿しています。



YouTube

CMや、お金に関するお役立ちコンテンツ、お手続きの案内などを公開しています。



お問い合わせ・ご相談は
〈中央ろうきん〉お客様相談デスク(平日9時~18時) TEL. 0120-86-6956

2025年12月1日現在

万が一に備える

こくみん共済



公式キャラクター ビットくん・ビットくんファミリー

広告

こくみん共済 NEWS

1425S004

医療 保障タイプ

先進医療・入院・手術・通院など医療に手厚い充実保障

【加入できる方】
満18歳~満64歳の健康な方
【月々の掛金】
2,300円

ポイント1 入院や手術、先進医療まで幅広くカバー
万が一の際、治療に専念できるよう、医療に手厚い保障です。

ポイント2 ニーズに応じて保障の手厚さを選べます
医療保障タイプには掛金が手頃な医療保障タイプ1口もご用意しています(保障内容は異なります)。

主な保障内容 医療保障タイプ2口 満18歳~満59歳の方*

- 先進医療を受けたとき
入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実額……最高 **1,000万円**
- 入院したとき 日帰り入院も保障 1日目から最高180日分……日額 **1万円**
- 手術を受けたとき
診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等……… **6万円**

*年齢によって加入できるタイプが異なります。

こども 保障タイプ

0歳から加入できる、お子さまの総合保障

【加入できる方】
0歳~満17歳の健康な方
【月々の掛金】
1,200円

ポイント1 新規加入年齢は0歳から満17歳まで
乳児から高校生まで、お子さまに生じるさまざまなリスクに備えられます。

ポイント2 ご加入者さまが利用いただける相談サービスをご用意
子育ての悩みから学習の相談まで幅広くサポートする「こども相談室」を無料で提供。

主な保障内容 入院時諸費用サポート5,000円が含まれます

- 入院したとき 日帰り入院も保障 1日目から最高365日分……日額 **1万円**
- 通院したとき 1日目から最高90日分……日額 **2,000円**
- 骨折・腱(けん)の断裂・関節の脱臼をしたとき……… **5万円**



子育てをがんばるパパとママを応援

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合会 coop

神奈川推進本部

(神奈川県労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。



https://www.zenrosai.coop/
ホームページからもお問い合わせいただけます

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

労働かながわ

令和8年 3月2日発行 第748号
発行所／神奈川県産業労働局労働部雇用労政課
〒231-8588 (住所不要)
TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)
FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。
●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームをご利用ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。